

議案第64号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市立保育所等における保育料の徴収に関し、市外に居住する支給認定保護者に係る保育料の
徴収に係る規定を明確にするため、この案を提出するものである。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年米
原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（市立保育所等における保育料の徴収）

第3条 市長は、支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係
る支給認定保護者から、当該特定教育・保育を受けた市立保育所、市立幼稚園または市立認
定こども園の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料（支給認定子ど
もに係る支給認定保護者が本市の区域外に居住する場合には、当該支給認定保護者が居住す
る市町村が定める額）を徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(市立保育所等における保育料等の徴収)</u></p> <p><u>第3条 市長は、支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、当該特定教育・保育を受けた市立保育所、市立幼稚園または市立認定こども園の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料（支給認定子どもに係る支給認定保護者が本市の区域外に居住する場合には、当該支給認定保護者が居住する市町村が定める額）を徴収する。</u></p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(市立保育所等における保育料等の徴収)</u></p> <p><u>第3条 市長は、支給認定子どもが市立保育所、市立幼稚園および市立認定こども園（以下「保育所等」という。）から特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、保育所等の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料を徴収する。</u></p> <p>第4条以下 略</p>